

○大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）

1. 目的

本要領は、大田市が発注する営繕工事における週休2日の確保に向けた取組において、労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

2. 用語の定義

(1) 週休2日

① 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

③ 週単位の週休2日

対象期間において、全ての週で2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

緊急対応時や巡回パトロール、保守点検等を除き、1日を通して現場及び現場事務所等が閉所された状態をいう。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合も現場閉所とはならない。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所等での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上

対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下

「現場閉所（現場休息）率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

② 通期の4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

③ 週単位の4週8休以上

対象期間内の全ての週ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（2日/7日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含むものとする。
また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

3. 対象工事

原則として大田市が発注する全ての営繕工事に適用する。

ただし、対象期間内での現場施工期間を7日未満で想定している工事は対象外とする。

4. 発注方式

次の①または②のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

加えて、いずれの場合も通期の週休2日の達成を遵守すること。

- ① 発注者指定方式 発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式
- ② 受注者希望方式 受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式

5. 積算方法等

(1) 補正方法

週休2日工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- ① 月単位の週休2日工事（4週8休以上） 1.04
- ② 通期の週休2日工事（4週8休以上） 1.02

(2) 積算方法

① 発注者指定方式および受注者希望方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合、補正係数を(1)②に変更し、契約書第25条の規定に基づき減額変更する。

また、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を同様に減額変更する。

② 見積単価の取り扱い

見積単価作成のため製造業者又は専門工事業者等に対して見積りを依頼する場合は、現場閉所（現場休息）の条件を提示のうえ、徴取を行う。

なお、現場閉所（現場休息）の達成状況に応じた請負代金額の変更については、(2)①及び②による。

6. 対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示は、次に掲げる契約方式ごとに、それぞれ次に掲げる書面への記載（電磁的記録を含む。）により行うものとする。

- ① 一般競争入札の場合：入札公告及び現場説明書
- ② 指名競争入札の場合：指名通知書及び現場説明書
- ③ 随意契約：現場説明書

(2) (1)の現場説明書への記載は、別記によるものとする。

7. 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日等取得計画表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日、通期の週休2日又は週単位

の週休2日が確保されていることを確認する。

- ・ 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「休日等取得計画表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「休日等取得計画表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。

なお、「休日等取得計画表」等の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。

- ・ 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「休日等取得計画表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「休日等取得計画表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・ 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「休日等取得計画表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日工事の見える化

週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の試験運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

8. その他

(1) アンケート調査等の実施

週休2日工事を実施する場合は、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するため、受注者工事完成日時時点で受注者へアンケート調査を実施する。

なお、アンケートの内容及び方法については、別に定める。また、受注者（下請業者を含む。）は、工事期間中又は完成後に市が実施する聞き取り調査に協力すること。

(2) 工事成績評定

- ① 令和7年3月31日以前に指名通知及び入札公告する工事発注者は、対象期間における現場閉所（現場休息）について、通期の週休2日を確保できた場合は、監督員及び主任監督員において工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理その他」にて評価するものとする。

なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わない。

- ② 令和7年4月1日以降に指名通知及び入札公告する工事発注者は、対象期間における現場閉所（現場休息）について、月単位の週休2日を確保できた場合は、総括監督員において、工事成績評定の「Ⅱ. 工程管理 その他」にて評価するものとする。

また、月単位の週休2日を確保したうえで、週単位の週休2日を確保できた場合は、月単位の週休2日の確保における評価に加えて、さらに、総括監督員において、工事成績評定の「4. 工事特性 施工現場での対応 その他」にて評価するものとする。

なお、週休2日を確保できなかった場合において、減点を行わないものとする。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日工事の実施に当たっても、工期や契約金額等について、下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、関係部局に対して、対象工事の情報を提供するなど連携を密に行うものとする。

(4) 提出書類の虚偽

7. (1) ②の「休日等取得計画表」に、虚偽の記載等が工事中又は工事完

了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う営繕工事に適用する。

(附則)

この要領は、令和7年4月1日以降に発注する営繕工事に適用する。

週休2日工事の実施について【発注者指定方式の場合】

1. 本工事は、『大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）』に基づき、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、緊急対応時や巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合も現場閉所とはならない。
 - (5) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (6) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「休日等取得計画表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「休日等取得計画表」等を作成し提出するものとする。

なお、監督職員が現場閉所の状況を確認するために「休日等取得計画表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

また、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「休日等取得計画表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

見積単価についても、月単位の4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提として、製造業者又は専門工事業者等に対して見積徴取を行っていることから、月単位の4週8休に満たない場合は、必要に応じて、請負代金額を減額変更する。

6. 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）別記

週休2日工事の実施について【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、『大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）』に基づき、発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）である。
2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、緊急対応時や巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合も現場閉所とはならない。
 - (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。

なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (7) 「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定

外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「休日等取得計画表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「休日等取得計画表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「休日等取得計画表」等を作成し提出するものとする。

監督職員が現場休息の状況を確認するために「休日等取得計画表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

また、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「休日等取得計画表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上（現場休息率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

見積単価についても、月単位の4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提として、製造業者又は専門工事業者等に対して見積徴取を行っていることから、月単位の4週8休に満たない場合は、必要に応じて、請負代金額を減額変更する。

6. 本工事はモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

また、受注者は工事完成日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）別記

週休2日工事の実施について【受注者希望方式の場合】

1. 本工事は、『大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）』に基づき、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。

なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に別紙（様式1）で報告するものとする。

月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、緊急対応時や巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合も現場閉所とはならない。

(5) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(6)「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「休日等取得計画表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「休日等取得計画表」等を作成し提出するものとする。

なお、監督職員が現場閉所の状況を確認するために「休日等取得計画表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

また、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「休日等取得計画表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上(現場休息率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.04により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

見積単価についても、月単位の4週8休以上(現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)を前提として、製造業者又は専門工事業者等に対して見積徴取を行っていることから、月単位の4週8休に満たない場合は、必要に応じて、請負代金額を減額変更する。

6. 本工事は週休2日工事のモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）別記

週休2日工事の実施について【受注者希望方式（分離発注工事）の場合】

1. 本工事は、『大田市週休2日工事試行要領（営繕工事編）』に基づき、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休2日工事（受注者希望方式）である。

なお、通期の週休2日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

月単位の週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に別紙（様式1）で報告するものとする。

月単位の週休2日の取組を希望しない受注者は3の規定のうち月単位の週休2日にかかる内容の義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

(1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息日の確保を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。

(3) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外としている期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(4) 「現場閉所」とは、緊急対応時や巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合も現場閉所とはならない。

(5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が 28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。

なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

また、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

(7)「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5% (8日/28日) 以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「休日等取得計画表」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないように現場休息の予定日を調整したうえで「休日等取得計画表」等を作成する。

工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「休日等取得計画表」等を作成し提出するものとする。

なお、監督職員が現場休息の状況を確認するために「休日等取得計画表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。

また、週休2日工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「休日等取得計画表」等により、対象期間内の現場休息日数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上(現場休息率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.04により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

見積単価についても、月単位の4週8休以上(現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上)を前提として、製造業者又は専門工事業者等に対して見積徴取を行っていることから、月単位の4週8休に満たない場合は、必要に応じて、請負代金額を減額変更する。

6. 本工事は週休2日工事のモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

また、受注者は監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

年 月 日

(発 注 者) 様

(会社名)
現場代理人
(氏 名)

大田市営繕工事における週休2日工事の実施希望の報告について

工 事 名 :

大田市営繕工事における週休2日工事（受注者希望方式）の実施について、
下記のとおり報告します。

記

1. 希望します
2. 希望しません

(理由)

参考 事務手続に手間がかかる・自社都合により工事期間を短縮する必要がある・下請
け会社の休日調整が困難・取り組んだ際にかかる工事費用が読めない・人力的に
社内体制が整っておらず、休日作業の必要がある・当初発注の工期では月単位で
週休2日を確保することが困難

※希望の有無、理由の該当するものに○を記入のこと。